低所得高齢者等住まい・生活支援の取組に関する 普及啓発事業 北海道ブロック説明会

平成29年11月14日(火)

「本別町居住支援協議会」設立の経緯と取組

「本別町 ふるさと納税」特産品メニュー https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/



日本一の豆のまち「北海道本別町」 本別町総合ケアセンター 所長補佐 木南 孝幸

本別町の概要 (平成29年8月末現在)

- ◎人 口 7,324人
- ◎世帯数 3,725世帯
- ◎高齢者数 2,886人
- ◎高齢化率 39.4%
- ◎面積 392 K㎡
 - (東西 31.8 km 南北 16.5 km)
- ◎介護保険料 5,770円(第6期基準額)





本別町「福祉でまちづくり」宣言

○行政主体の「宣言」ではなく、これまで様々な協働の形で 携わってきた町民が実行委員会を設立し、宣言文を起草

「福祉でまちづくり」宣言

私たちが健康で心豊かに安心して暮らすことは、町民 すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでいます。 私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らし い故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良 く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに 「福祉でまちづくり」を宣言します。

- 1 家庭の和 地域の輪で 明るく住みやすい まちづくり
- 豊かな経験を活かし
 町民参加の元気な まちづくり
- 1 地域福祉の充実でいつまでも笑顔で暮らせるまちづくり
- 1 人権を尊重し一人ひとりが生きがいもてる まちづくり1 人にやさしい 福祉の心を育む まちづくり

平成18年3月 北海道本別町





2025年(10年後)に向けて本別町が目指す高齢者の姿

まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(本別の町民力を結集した地域包括ケアシステム)」を推進するためには、行政、社会福祉協議会やサービス事業者だけでなく、町民を含めたすべての関係者が、 「高齢期における地域生活のイメージと同一の目標を共有し、目標達成のために同じ方向を向いて取り組むこと」が必要になります。

本別町では、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らし、認知症や要介護状態になっても、<u>「住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が、今以上に増えること</u>を目指します。」

本別町の高齢者は、10年後

生涯現役(夢・生きがいを持ち健康)を基本に

ひとり暮らしになっても

認知症になっても

要介護状態になっても







住み慣れたこのまち「ほんべつ」で生活を継続できる



「住まいの確保や住み替え支援と一体的な生活支援」が重要課題

第6期介護保険事業計画概要【抜粋】

計画の基本理念

「本別ならではの町民力を結集し、 まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる!」 ~本別型地域包括ケアシステムの構築・推進~



計画の基本目標

- 1. 本別ならではの住まいの場を確保する
- 2. 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する
- 3. 住み慣れた本別で安心して生活する
- 4. 安定した介護保険サービスを提供する

所得段階別介護保険料(平成27~29年度)

年収80万円以下の人(第1、第4段階)=35.5%(1,011人) うち、生活保護受給者=60人

※ ①はH27.4~H29.3 ②はH29.4~H30.3

/口 (公小) 5几()比	世帯の	十 1 0 無税反 <i>八集</i>	構成	基準額に	保険料	第5期との比較
保険料段階	課税区分	本人の課税区分等	割合	対する割合	(月額)	(月額)
		生活保護・老齢福祉年金受給者、			円	円
第1段階		課税年金収入額と合計所得額の	23.3%	①0.45	2,600	410
		合算額が80万円以下		20.3	1,730	▲ 460
第2段階	非課税	課税年金収入額と合計所得額の	11.7%	①0.625	3,610	880
かと4文件	44.8%	合算額が120万円以下	11.770	20.5	2,890	160
第3段階	44.6 70	課税年金収入額と合計所得額の	9.8%	①0.75	4,330	1,050
から技品		合算額が120万1円以上	3.070	20.7	4,040	760
第4段階		本人非課税〜公的年金等収入額 +合計所得金額が80万円以下	12.2%	0.875	5,050	1,230
第5段階		本人非課税〜公的年金等収入額 +合計所得金額が80万1円以上	9.6%	1	5,770	1,400
第6段階		本人課税者(合計所得金額120万円未満)	15.0%	1.2	6,920	2,000
第7段階	課税	本人課税者(合計所得金額190万円未満)	8.8%	1.3	7,500	2,040
第8段階	55.2%	本人課税者(合計所得金額290万円未満)	5.4%	1.5	8,660	2,100
第9段階		本人課税者(合計所得金額500万円未満)	2.5%	1.7	9,810	3,250
第10段階		本人課税者(合計所得金額500万円以上)	1.7%	1.9	10,960	3,310

66.6%

33.4%

厚労省モデル事業への応募動機

1. 「住み替え支援」により様々な課題に直面

「困ったこと」

- ①空き家(家主)さがし
- ②保証人(債務・身元)さがし
- ③本人の理解と同意
- 4家賃 など

「できると思ったこと」

- ①住み替え後の「生活支援」
- ②互助による地域での「支え合い」
- ※本別社協
 - ・「あんしんサポートセンター事業」
 - ・「在宅福祉ネットワーク事業」

「住み替え後の課題」

- ①現在入居している家の処分
- ②身寄りのいない人の死後・・・
 - ・身元引受人 ・家財道具や家の処分 ・葬儀や各種手続き、支払いなど

2. 「空き家問題」が顕在化

「地域からの苦情・要請」

- ①増え続ける「空き家」への行政としての対応・・・「対応部署がバラバラ」
- ②危険な空き家や草木の繁茂など、近隣住民、自治会長、民生委員からの「苦情」
- ③人口が減り続けるなかでの空き家の「有効活用」に対する「意見・要請」

空家等実態調査

調査の概要

調査地域:本別町全域(76自治会中、4自治会をのぞく)

調査対象:①住宅、②共同住宅、③店舗、④倉庫・物置、⑤空き地

調査対象住宅戸数:3,267戸(町全体の住宅戸数)

一次調査

·調査担当:市街地区は自治会長、農村地区は 児童民生委員

・調査内容:地域の空き物件調査(ゼンリン地図

にも記入)

·調査期間:平成26年11月~12月

二次調査

・調査機関:ゼンリン(株)北海道

・調査内容:一次調査結果をもとにゼンリン調査 員が空家の外観調査を実施。空き家台帳を作成し、ゼンリン地図上に台帳・家屋等写真を表示 するデータベースシステムを開発

・調査期間:平成27年1月~3月

三次調査

・調査内容:空家所有者に対して、空家の管理状況や利活用についての意向調査(アンケート)

·調査期間:平成27年11月~12月

四次調査

・調査内容:空き家利活用調査

・調査方法:三次調査結果により利活用を図り たい所有者に対して、所有者立会により詳細な

現地調査を実施

·調査期間:平成28年11月~

五 次 調 査

・調査内容:住み替え意向調査(住宅要確保配 慮者、住み替え意向を持つ方等)

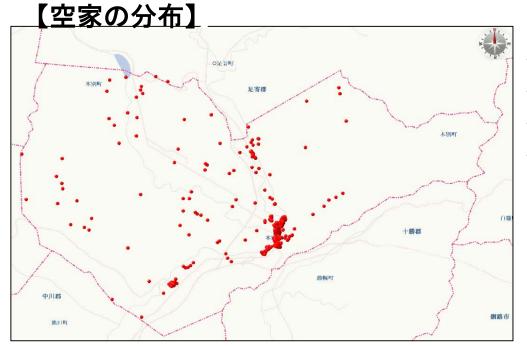
・調査方法:住み替え意向を持つ方に対して、立 地条件、家賃、間取り等の希望をアンケートや役 場窓口において実施。借り手側のデータベースを 整備し、マッチングを促進

·調査期間:平成29年4月~

ー次⇒五次調査により 空き家バンク(貸し手・借り手) を活用したマッチングを促進

本別町空家等実態調査結果(1次~3次)の概要

- (1)実態調査の内容 町内の全域を対象に現地調査を行い、所有者が特定できた 物件についてアンケート方式の意向調査を行った
- (2) 現地調査の結果、空家と推定される件数(373件)



【現地調査の調査項目】

- ・空家の用途・構造・階層等
- ・危険と思われる箇所等の管理状態
- ・利活用の可能性がある空家の概数
- ・管理の促進等が必要な空家の概数

空家等実態調査結果(一次)①

E	 自治	会名	<u></u>	世帯数	人口	空き家	空き地
北	1	丁	目	28	52	2	3
北	2	丁	目	36	74	6	0
北	3	Ţ	目	80	149	11	3
北	4	Ţ	目	88	167	7	7
北	5	丁	目	75	134	6	7
北	6	Ţ	目	73	152	21	0
清		流	町	84	157	11	4
北	7	Ţ	目	100	191	6	0
北	8	丁	目	151	307	4	0
南	1	丁	目	60	111	17	10
南	2	丁	目	146	297	25	7
南	3	丁	目	22	40	0	0
南	4	丁	目	176	343	15	3
柏		木	町	180	361	11	7
緑			町	85	156	21	1
柳			町	73	147	7	0
向		陽	町	238	426	4	0
東			町	79	172	5	4
朝		В	町	41	72	1	3
Ш		手	町	94	197	12	2
錦			町	106	206	18	3
栄			町	186	367	8	3

	自治会	名	世帯数	人口	空き家	空き地
弥	生	町	88	206	1	0
新		町	248	529	0	0
東	本	別	6	15	5	0
共		栄	67	143	3	0
共	栄	1	13	30	3	0
負	箙	1	17	48	4	0
負	箙	2	20	55	4	1
チ	エト	イ 1	13	33	2	0
チ	エト	イ 2	8	30	1	0
美	里別	西中	26	64	3	0
美	里 別:	東中	16	47	2	0
美	里別	高 東	13	57	1	0
美	里別東	[下1	21	49	0	0
美	里別東	下2	13	26	1	0
上	本	別	58	108	6	0
追	名	牛	8	39	2	0
養		護	17	17		
特		養	49	49		
中	央小!	学 校	17	45		
中	学	校	10	18		
高	等;	单 校	12	22		
本	別	計	2,941	5,908	256	68

空家等実態調査結果(一次)②

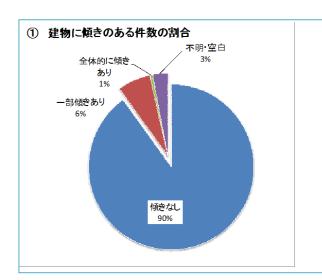
	自治:	会名		世帯数	人口	空き家	空き地
勇	足	元	町	115	231	18	0
北	糖白	治	会	29	56		
勇	足	東	1	19	41	1	0
勇	足	東	2	9	23	4	0
勇	足	東	3	10	33	0	0
勇	足	東	4	11	44	1	0
勇	足	東	5	11	29	1	0
勇	足	西	1	17	51	0	0
勇	足	西	2	8	35	1	0
勇	足	西	3	9	13	0	0
勇	足	西	4	16	56	1	0
勇	足	西	5	13	41	0	0
押			帯	31	77	1	0
上	挕	F	帯	30	88	2	0
美	薕	1	別	26	83	10	0
勇	듄	1	計	354	901	40	0

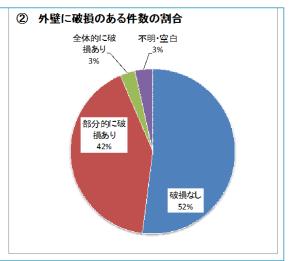
自治会名	世帯数	人口	空き家	空き地
仙美里元町	93	178	14	0
美里別西上	29	88	2	0
美里別東上	8	27	2	0
活 込	28	69	5	0
追 名 牛	9	17	0	0
上 仙 美 里	9	27	5	0
東仙美里	10	35	1	0
西仙美里	22	55	3	0
奥仙美里	10	25	1	0
仙 美 里 1	10	22	1	0
仙 美 里 2	9	19	2	0
仙 美 里 3	13	35	2	2
木 札 内	3	13	1	0
新 生	10	29	2	0
清里	8	23	2	0
月 見 台	7	20	0	1
明 美	13	36	1	0
美栄	7	14	4	0
拓 農	27	76	0	0
上 拓 農	4	12	4	0
仙美里ヶ丘	13	18	2	0
農大寮	130	130		
仙 美 里 計	472	968	54	3
総計	3,767	7,777	350	71

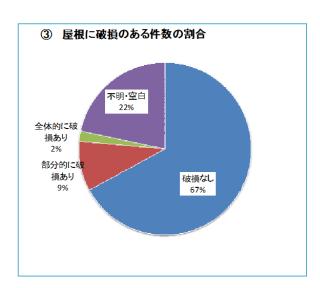
※世帯数、人口については平成26年10月末現在の数値

(3)二次調査(現地調査)のまとめ

- ・用途別では専用住宅が大半で構造別では木造が多い。
- ・外観からの目視で今後利活用可能と推定される空家は120件程度。
- ・建物に全体の傾きがある等の特に管理が不良な空家は30件程度。







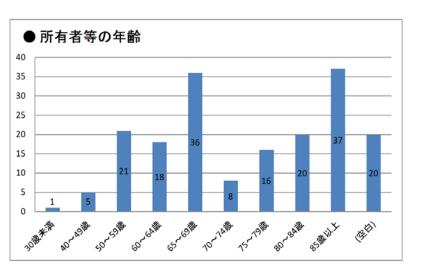
- ●二次調査結果を不良度判定表に当てはめて分析し、町の空家対策の 観点から空家等の管理の良・不良の状態・概数等を把握。
- ●外観から利活用可能性のある空家は全体の3分の1程度。

(4) 三次調査(意向調査)のまとめ①

- ・空家の所有者には高齢者が多く、維持管理が困難な状況
- ・利活用の条件となるのは改修工事費の負担や家財の処分等
- ・売却支援や業者の紹介・手必要な続きについての希望も多い

【質問項目】

- ・所有者等の年齢・世帯構成等
- ・空家の原因・空家で困っている事項
- ・維持管理の状況や空家の状態
- ・利活用の希望や自由意見について



● 空家等の所有者等の年齢・世帯構成

所有者等の年齢	件数	割合
30歳未満	1	0.5%
40~49歳	5	2.7%
50~59歳	21	11.5%
60~64歳	18	9.9%
65~69歳	36	19.8%
70~74歳	8	4.4%
75~79歳	16	8.8%
80~84歳	20	11.0%
85歳以上	37	20.3%
(空白)	20	11.0%
	182	100.0%

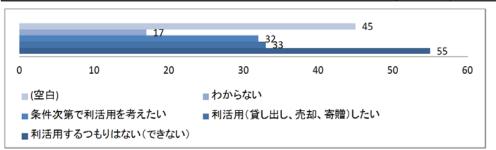
所有者等の世帯	件数	割合
夫婦のみの世帯	46	25.3%
単身世帯	41	22.5%
親と子供の世帯	35	19.2%
その他	13	7.1%
親子、孫の3世代	5	2.7%
(空白)	42	23.1%
-	182	100.0%

(4) 三次調査(意向調査)のまとめ②

- ・回答者のうち、利活用の希望については「利活用したい」「条件次第で考えたい」方の割合は3割以上。
- ・利活用の希望の内容は売却・賃貸が多かった。
- ・利活用の条件は、改修費や維持管理費の負担を挙げる方が多かった。

● 利活用の希望の有無

	回答数	割合
利活用するつもりはない(できない)	55	30.2%
利活用(貸し出し、売却、寄贈)したい	33	18.1%
条件次第で利活用を考えたい	32	17.6%
わからない	17	9.3%
(空白)	45	24.7%



● (利活用をしたい方に対して) どのような条件であれば利活用を行いたいか

	回答数	割合
家財道具の処分など、貸し出しできる状態になれば利活用したい	10	5.5%
希望する賃料であれば利活用したい	6	3.3%
希望者がいて、改修費用や維持管理費用を負担してくれるなら利活用したい	25	13.7%
期間限定で貸し出し、期間終了後は自分または家族が利活用したい	2	1.1%
建物の改修費用の目処が立てば利活用したい	6	3.3%
不動産業者が仲介や手続きをしてくれるなら利活用したい	12	6.6%
(空白)	140	76.9%

● (利活用をしない・できない方に対して) どのような条件であれば利活用を行いたいか

	回答数	割合
家財道具が片付けられないため、利活用できない	11	6.0%
改修費用や取り壊し費用が無いため、利活用できない	27	14.8%
権利者等が複数いるため、利活用できない	4	2.2%
資産として保有していたい	1	0.5%
取り壊し、建て替え、売却が決まっている(または、予定がある)	6	3.3%
将来使用する予定がある	9	4.9%
他人に貸し出ししたくない	4	2.2%
(空白)	136	74.7%

● 利活用の希望の内容

	回答数	割合
建物・土地を売却したい	31	17.0%
賃貸住宅として貸し出したい	15	8.2%
自らの所有物の保管場所としたい	5	2.7%
建物・土地を欲しい方(近隣の方は子育て中の世帯の方など)に寄贈したい	4	2.2%
商店・事業所として貸し出したい	3	1.6%
自らの居住のために使用したい	2	1.1%
(空白)	138	75.8%

(5) 実態調査の分析

【適正管理】

- ●危険と思われる空家は今後も増加が 予想される。
- ●町内の高齢化を踏まえた管理に関する意識の涵養・啓発等が必要。
- ●維持管理・除却等・利活用等のため 所有者等へ費用面の支援が必要。
- ●単身高齢者等への相談窓口の設置や 関連業者の紹介等の対策が必要。

【利活用】

●売却・賃貸等の利活用を希望する所有者もあることから、流通の促進 (市場とのマッチング)と高齢者等への住み替え支援の促進が課題。

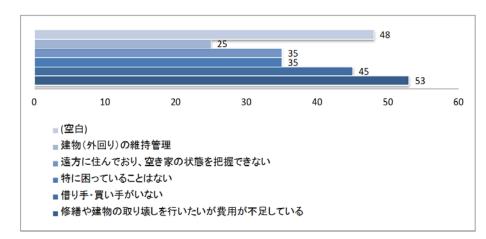
住宅需要の停滞が予想されることから、空家バンク等や不動産業者の 紹介などの空家の流通化支援・需要 の喚起等についても検討。

【利活用が見込まれる物件】

●外観から利活用可能性があると推定される空家のうち、アンケートで利活用を希望された方の件数は右のとおり、合計24件。

● 利活用の促進には、利活用可能性のある物件と市場とのマッチング、改修費用・維持管理費用の負担の軽減、周知方法が課題。

【アンケート回答:空家で困っていること】



空家の管理状態 利活用の希望	外観から管理に問題がない
利活用(貸し出し、売却、寄贈)したい	12件
条件次第で利活用を考えたい	12件
合計	24件

空き家四次調査

● 調査の概要(利活用のための詳細調査)

空き家の利活用可能性の検討のため、建物内部の目視調査を実施。

- ①建物の重大な老朽化・破損箇所を把握。 空き家を活用するあたって、<u>問題となる破損箇所等</u>を把握。
- ②周辺環境・内部の間取り・使い勝手等を調査し、住み替えの可能性 等について検討。

【調査の対象とする空き家】

外観調査によって利活用の可能性が高いと推測される空き家で、所有者への意向調査の結果、利活用の希望がある空き家

【調査のための事前準備】

- ① 所有者から承諾
- ② 所有者へのヒアリング・周知を実施
- ③ 鍵の手配
- ④ 調査票の確定・スケジュール調整

● 四次調査の項目

1. 机上調查項目

立地(町の中心部からの距離)、災害の危険性(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律における土砂災害特別警戒区域・警戒区域への該当の有無)

2. 外観調査項目

建物用途、階層、周辺環境、接面道路の状況、敷地内の状況、駐車場スペースの有無

3. 内覧調査項目

● 老朽化・破損箇所

建物の傾斜、基礎の破損・ひび割れ、柱・梁・筋交いの亀裂・ひび割れ・腐朽・破損、屋根の崩れ・変形・破損、外壁の剥落・腐朽・破損、 大井・壁・床仕上材の劣化

● 設備の有無と内容

台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室、その他設備

● バリアフリー対応の可能性

主要部分の手摺りの設置の有無、取り付けの可能性、主な屋内段差のある箇所、車いすで通行可能な廊下幅の確保等

● 四次調査結果

- ・調査を行った9件のうち、老朽化・破損箇所の程度から、修繕の必要性を検討した結果、利活用可能性のある物件が4物件。
- ・家財道具の残っている物件がほとんど。

建物調査の様子







● 四次調査結果(抜粋)

	所在	本別町共栄〇〇		
基 本 情	用途	専用住宅		
	構造・階層	木造亜鉛メッキ鋼板葺・2階建		
	建築年月	平成元年11月		
報	面積(登記数量)	1階:77.15㎡、2階:42.12㎡、延:119.27㎡		
	間取り	1階:和室(6.0帖)、洋室(8.5帖)、居間・台所、洗面脱っ室、浴室、便所、ホール		
周辺	周辺環境	中心部に近い住宅地域		
環	中心部からの距離	1.7 k m(車利用で5分程度・徒歩20分程度)		
境 ·	土砂災害警戒区域等の該当	該当しない。		
敷	敷地等の状況	現状の利用において特段問題はない。		
地	駐車場(スペース)の有無	有り		
建	建物老朽化・破損の程度	外壁塗装面・ひび割れ剥落(軽微)、天井壁、クロス剥がれ等。		
物 の	設備の有無と内容	台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室		
状 況	バリアフリー対応の可能性	手摺りの設置箇所はないが、取り付けは可能。 車いすの通行を考えた場合には、便所の幅がやや狭い(550mm)。		

● 四次調査結果 (抜粋)



【周辺環境】

中心部に近い住宅地に位置し、商業施設(フクハラ本別店)から車利用で5分程度。

【敷地の状況】

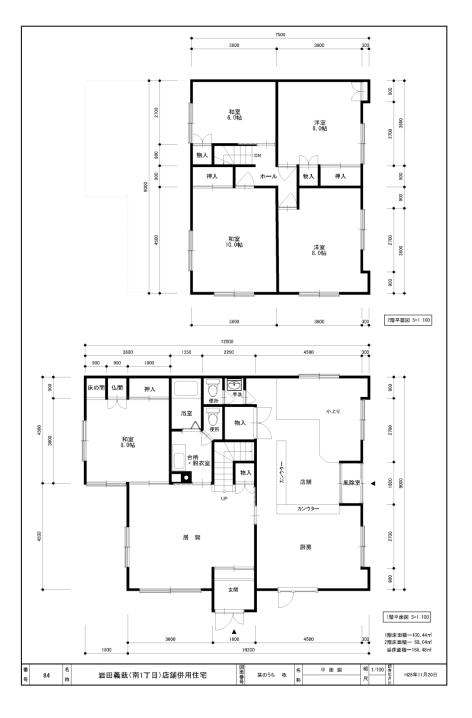
地勢は平坦。敷地内の管理の状況に特段問題はない。

【建物の状況】

建物は、和室(6.0帖)、洋室(8.0~8.5帖)のほか、居間・ベランダのあるファミリー世帯向けの戸建住宅である。

【利活用の可能性】

緊急を要する大規模な修繕の必要性は低く、現状のままの利活用可能性は高い。



設立の目的

「本別町居住支援協議会」は、次に掲げる事項について協議することにより、本別町における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

- (1)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年7月6日法律第112号)に基づく、低額所得者、被災者、 高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配 慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅 への円滑な入居の促進
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) に基づく、空き家等の適正管理及び有効活用、管理不全が原因で周囲 に著しい影響を及ぼしている特定空家等に関する対策を総合的かつ計 画的に実施
- (3) その他、「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による「地域包括ケアシステム」の向上、いつまでも安心して暮らし続けることのできる地域づくり

構 成 団 体

構成団体	団体(事業所)名			
不動産関係団体	本別建設業協会、本別建築士会、本別金融協会、平田不動産連絡所			
居住支援関係団体	社会福祉法人 本別町社会福祉協議会、本別町自治会連合会、本別ひまわり基金法律事務所			
行政(◎事務局)	本別町(建設水道課、企画振興課、住民課、◎総合ケアセンター)			
オブザーバー	釧路地方法務局帯広支局、北海道建設部住宅局建築指導課、 一般財団法人 高齢者住宅財団、一般社団法人 全国住宅産業協会、 一般社団法人 家財整理相談窓口、一般財団法人 日本不動産研究所、 株式会社 ゼンリン旭川営業所			

主な活動内容(当初)

- ① 住宅確保要配慮者等に対する情報の提供等に関すること
- ・居住支援協議会活動内容に関するチラシ等の作成、「空き家バンクシステム」の再構 築及び共同運用、「家賃債務保証制度」の普及等
- ② 住宅確保要配慮者等に対する相談対応に関すること
- ・本別社協「あんしんサポートセンター」と町内不動産事業者等の連携による相談対応シ ステムの構築、「住まい相談会」の開催等
- ③ 住宅確保要配慮者等の円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること
- ・本別社協「あんしんサポートセンター」による入居契約支援、金銭管理及び日常生活支援サービスの提供、本別社協「あんしんサポートセンター」と町内事業者の連携による 遺品整理、家財整理等に関する新たなサービスの創設に向けた検討・実施
- ・国土交通省が実施する「住宅要確保配慮者あんしん居住推進事業」の実施に向けた検討及び、本事業に対する本別町の上乗せ支援策(補助金)の検討
- ④ 空家等の適正管理及び有効活用、特定空家等に関する対策に関すること
- ・空家等対策計画の策定及び変更、空家等の適正管理、空家等が特定空家等に該当するか 否かの判断(特定空家等判定基準)、空家等の調査及び特定空家等に対する立入調査の 方針、特定空家等に対する措置の方針、
- ・空家等の利活用に向けた判断(空家等利活用判定基準)等
- ⑤「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による 「地域包括ケアシステム」の向上に関すること
 - ・本別町住宅改修支援チームに対する研修会の開催等

空き家活用の三方良しを目指して 「貸し手良し」「借りて良し」「まちも良し」

住み替え支援の状況①

No	性別	年齢	相談経路	経済状況	介護度 · 障がい	世帯構成
1	女	56	行政機関	生活保護	精神障がい	単身
2	女	78	行政機関	国民·厚生年金	要支援1	高齢夫婦
3	男	82	本人から	国民·厚生年金	要介護3	単身
4	男	68	本人から	国民年金· 生活保護	自立	兄弟2人
5	男	34	本人から	就労給与	自立	単身
6	女	84	本人から	国民年金	自立	単身

住み替え支援の状況②

No	転居理由	元の住宅	転居後の 住宅	家賃	生活支援の状況
1	老朽化	持家	公営住宅	1万円未満	定期訪問、金銭管理
2	介護放棄、老朽化	持家	借家	2万円代	定期訪問、金銭管理
3	物理的バリア	公営住宅	公営住宅	1万円代	緊急通報、介護サービス、 成年後見
4	家族不和、 経済的理由	持家	公営住宅	1万円未満	定期訪問、金銭管理
5	住宅の喪失	借家	借家	2万円代	_
6	住宅の喪失	借家	公営住宅	1万円未満	_

住み替え支援で「見えてきたこと」

- 住み替え支援を必要としている方は、親族がいない、親族や近隣等の関係性が希薄な状況にある方が多く、住み替え支援とともに、金銭管理などの権利擁護事業が組み合わされる傾向にある。
- 住み替え後の権利擁護事業によって、保証人機能を補完している状況。
- 住み替える住宅種別は、収入面から安価な家 賃の住宅が必要、バリアフリーの住宅が必要 との理由から、住み替え先の多くで公営住宅 が選択されている状況。
- 入居のマッチング、入居後の生活全般を見ていく「コーディネーター」が不可欠

本別社協「あんしんサポーター」

あんしんサポートセンターの下記事業においては、あんしんサポートセンターでの研修を修了した方に、あんしんサポーターとして登録いただき、実際の支援活動に取り組んでもらう体制となっており、地域住民が地域住民を支える体制づくりが図られている。

あんしんサポートセンター

- ○後見サービス(法人後見事業)
- ○認知症見守りサービス(やすらぎ支援事業)
- ○金銭管理等サービス(日常生活自立支援事業)
- ○あんしん訪問サービス(安心生活創造事業)

あんしんサポーター



後見サービス

金銭管理等サービス

認知症見守りサービス

あんしん訪問サービス

基礎研修修了

あんしんサポートセンターの組織・連携体制

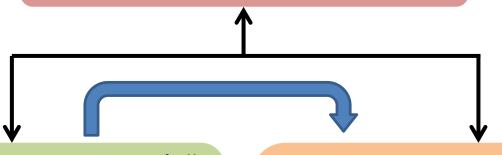
あんしんサポートセンター 運営委員会

構成員:社協組織部会員、ケアセンター職員(行政)、町内専門家、市民後見人代表者、商工会、消費者協会

役割:あんしんサポートセンター事業の年間活動状況、あんしんサポートセンターの活動計画への意見

生活応急資金貸付審査委員会

構成員:社協会長、社協副会長、社協各部会長 役割:生活応急資金貸付に関する可否など



内容に応じて、他の社 協職員、役場職員、専 門家にも参加を求める

あんしんサポートセンター ケース会議

構成員:社協事務局職員(地域福祉活動推進部門・

法人運営部門)、地域包括支援センター

役割:簡易な内容に関するサービスの可否、あん

しんサポートセンター内の事業利用者に関

する情報共有

あんしんサポートセンター 行政合同会議

構成員:ケース会議構成員に加えて、

ケアセンター職員(高齢・障害・社会福祉)

役割:ケース会議で判断が難しい複雑なケースに関

する事業検討、あんしんサポートセンター利用者状況・相談状況の報告、成年後見事業の 受任調整、その他あんしんサポートセンター

に係る事項の情報交換・共有など

あんしんサポートセンターの事業分類

金銭管理などの権利擁護の取り組み

- 成年後見事業(法人後見)
- 日常生活自立支援事業
- あんしんお預かりサービス事業

地域住民の関わりによる 生活支援の取り組み

- ・やすらぎ支援事業
- 安心生活創造事業

個別な生活課題を解決する取り組み

- 法外資金貸付事業
- 配食サービス事業
- ・福祉有償運送サービス事業
- あんしんすまい保証サービス事業
- 死後事務委任契約事業

追加

あんしんすまい保証サービス事業·死後事務 委任契約事業の取り組みまでの経過等

- あんしんサポートセンターにおける支援や相談を通して、高齢等により身 寄りの居ない、知人等で頼れる方が居ない等の理由で、居住における保証 人の確保が困難な住宅確保要配慮者が増加している傾向が見えてくる。
- 賃貸住宅においては、主な保証人の機能としては、①生存時の家賃の支払いや安否確認等の日常生活支援、②入居者が亡くなった後の遺品整理や各種届出事務や支払い事務の2点が求められている。
- 社会福祉協議会においては、権利擁護の取り組みと生活支援の取り組みをあんしんサポートセンターでの一体的な事業を行なっているため、上記の機能の①は補完可能であったが、家財整理や遺品整理の部分については、社会福祉協議会単独での取り組みは困難な状況であった。
- そういった状況のなか、町においては、空き家対策等から居住支援協議会の立ち上げを行なっており、葬儀や家財整理に関する費用補償を行なう企業、町内において家財整理等の実績がある企業との連携が図られていった。

そこで、

高齢者等の入居者・貸主の不安を解消し、住み替え支援を行なうことで、 空き家の活用促進につなげていく取り組みとして、あんしんすまい保証サー ビス事業と死後事務委任契約事業の取り組みを事業開始していく。

あんしんすまい保証サービス事業の概要

本別町社会福祉協議会を制度運営者とした見守り+保険+家財整理のワンストップサービス

サービス	サービス概要・料金	
見まもっTELプラス	○週2回の自動音声による安否確認 (居室内の孤独死に限る) ○原状回復・遺品整理費用、葬儀費用を補償 (上限100万円)※葬儀は上限50万円 月額利用料:1,500円(税別)	
費用補償サービス	居室内外に問わず、 〇葬儀の実施(死亡診断書受け取り、直葬) 〇住宅に残された家財の片付けの実施 ※費用補償は50万円 月額利用料:4,000円(税別)	

あんしんすまい保証サービスにおける連携

事業者名	役割
本別町社会福祉協議会	○サービスの紹介・申し込み窓□○利用料の集金○安否確認メール後の対応(現地訪問等)○空き家整理での家財整理相談窓□との連携
〇安否確認サービスの実施 家財整理相談窓口 全前整理・遺品整理・空家整理	
株式会社永寿 (家財整理相談窓口会員事業者)	○家財・遺品整理の事前見積もりの実施 ○家財・遺品整理に関する相談対応 ○生前整理・遺品整理の実施

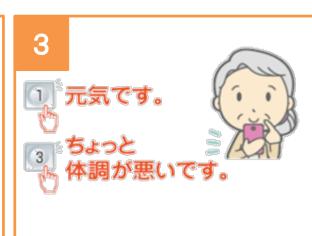
見まもっTELプラスの内容①

音声ガイダンスを活用した安否確認サービス

週2回 決まった曜日、時間帯にかかってくる安否確認電話(音声ガイダンス)に1回ボタンを押すだけの簡単操作で家族等に安否確認メールが届く。













見まもっTELプラスの内容②

居室内死亡時の原状回復・事故対応費用を補償 居室内での不慮の事故があった際には、下記費用を補償する。

原状回復・遺品整理・葬儀費用の合計100万円を上限に補償していく。

【主な支払対象】

- 〇原状回復費用…修繕、清掃、異臭除去、消毒等
- ○事故対応費用…遺品整理費用、遺族との連絡の ための通信費等
- 〇葬儀費用(上限は50万円)

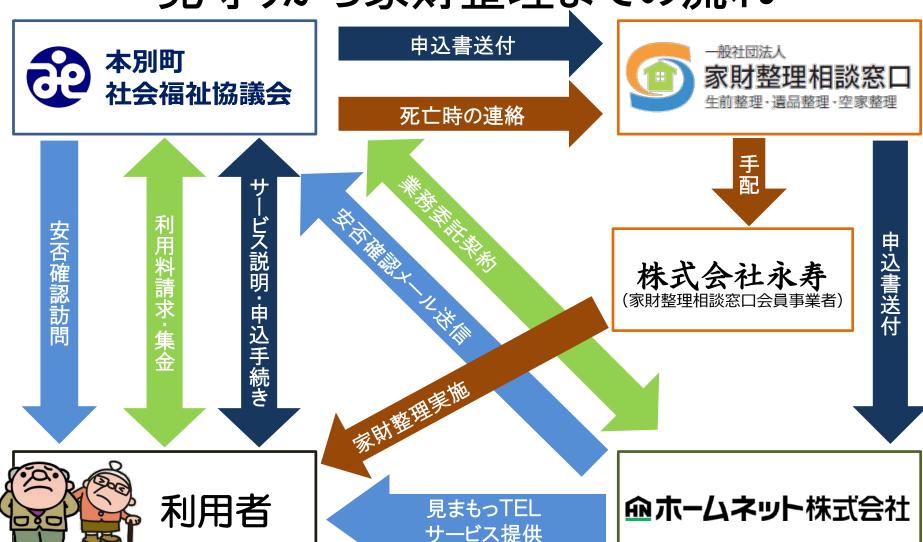
費用補償サービスの内容

居室内外に問わず、サービスを利用されている方が亡くなった 後の残存家財の片付けと葬儀を実施

サービスを利用できる方は、以下の条件を全て満たしている方となっている

- <利用要件>
- ○契約時点で89歳以下の方
- ○本別町内の賃貸住宅に住んでいる方、あるいはこれから住まわれる方
- 〇以下の①~③の告知事項すべてに該当する方
 - ①現在、入院中もしくは医師から入院による治療を勧められていない
 - ②現在、要介護3以上の認定を受けていない
 - ③過去2年以内に疾病による5日以上継続した入院をしていない

見守りから家財整理までの流れ



死後事務委任契約事業の概要

目的

親族の居ない又は親族が居ても関係が疎遠な状況にある方に対して、生前に葬儀や家財整理、 諸手続き、精算事務など死後に行なうことを決めておくことで、死後への不安の解消と保証人 としての役割を補完していく。

対象者

- ①相続の対象となる親族の居ない方
- ②相続の対象となる親族は居るが、疎遠な状況にある方
- ③その他、本会会長が特に認めた方

業務内容

- ①遺体の引き取り
- ②葬儀、火葬、納骨に関する事務
- ③家族、親族、その他関係者への死亡した旨の連絡事務
- ④家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務
- ⑤賃貸物件の解約・退去に関する事務
- ⑥行政官庁等への諸届け事務
- ⑦医療費、施設利用料、公共料金等の生活に起因するサービスの解約・精算に関する事務
- ⑧上記の事務に関する費用の支払い
- ⑨その他、利用者が希望するもので、本会会長が認める事務
- ※各事務については、生前であればいつでも内容の変更をすることは可能(契約の解除を含む)

事務に必要な費用

業務内容に応じて、必要な費用(約35万円)及び事務の報酬(5万円)を預託金として、 契約時に預かる。なお、費用が預託金として用意することが困難な場合は、あんしんすまい 保証サービス事業の活用により対応することも可能。

死後事務終了後には、預託金から死後事務に掛かった費用と報酬を精算した後の残余金は、 予め決めておいた引渡人等へ返還を行なう。

死後事務委任契約事業の預託金①

1)葬儀の実施に関する業務

内容	金額
遺体の引き取り	
葬儀、火葬、納骨に関する事務	150,000円
親族やその他関係者への連絡事務	

2) 諸届け・債務整理に関する業務

内容	金	額
賃貸物件の解約・退去に関する事務		
行政官庁等への諸手続き事務	100,000円	
医療費、施設料、公共料金など生活に起因する 未払い債務に関する事務		

3) 家財整理に関する業務

内容	金額
家財道具や生活用品等の動産処分に関する事務	100,000円

死後事務委任契約事業の預託金②

業務に関する報酬

内容	金額
1)葬儀の実施に関する業務	20,000円
2)諸届け・債務整理に関する業務	20,000円
3) 家財整理に関する業務	10,000円

※預託金については、葬儀の内容や家財の数、生活状況等に応じて預託金額が増減します。

死後事務委任契約事業の流れ

①相談等を通して、本人や親族 状況、希望する業務内容、本 人意向を確認



②希望の業務内容を基に、契約 書を社協で作成し、社協と利 用者で契約を取り交わし、必 要な預託金を預かる



④利用者が死後、契約した業務 内容に基づいて、死後事務業 務を実施



③生前に契約内容の変更が生じ た場合は、再度の契約締結と 預託金の返還または再預かり を行なう





⑤死後事務で掛かった費用及び 報酬を精算後、預託金の残余 金や引渡し財産を、引渡人へ 手渡す

あんしんすまい保証サービスと死後事務 委任契約を組み合わせた保証

- ○あんしんすまい保証サービス事業と死後事務委任契約事業の実施により、これまで課題となっていた保証人機能の補完が、権利擁護事業との組み合わせにより可能となるが、社協で関わりのある支援対象者の多くは、生活困窮世帯が多い状況にあることから、死後事務委任契約事業の預託金の準備が難しいことが想定される。
- 〇そこで、2つの事業を組み合わせた取り組みにより、様々な状況に ある方の住み替え等の支援を図ることが可能となる。

葬儀の実施、家財整理の実施

⇒あんしんすまい保証サービスの費用補償で対応

死後の諸届出、生活に係るサービスの解約・精算

⇒死後事務委任契約事業で対応

上記の対応で、利用者が負担する費用を抑えることが可能

サポートセンターを核とした支え合いのイメージ

金銭管理 のサポート 権利擁護事業 あん 後見・日自・お預かり 居住支援事業 住み替え支援 すまい保証・死後事務 等のサポート 障がい者 見守り等での 生活支援事業 高齢者 など 生活のサポート やすらぎ・安心生活 個別課題の 生活課題事業 解決をサポート 貸付・配食・有償

小地域ネットワーク

日常的な 見守りなど

公的サービス など

行政•地域包括 支援センターなど

厚労省モデル事業を通じて

①モデル事業で「空き家を見える化」



空き家の

- ①「悉皆調査」⇒地域を巻き込んで
- ②「データベース化」 ⇒民間との連携

②諸課題をみんなで考える機会に「他人事」から「自分事」へ



検討委員会を設置し

- ①「空き家対策」⇒「利活用」と「除却」
- ②「生活支援体制の再構築」
 - ⇒「買い物支援」と「除雪」

③身寄りのいない人、低所得や生活が困難者が暮らしやすいまちづくり



地域・事業者・社協・行政の連携による

- ①「あんしんサポートセンター」機能強化
- ②「住まい」に関する新たなサービス創設

④継続的な「居住支援」体制整備



「本別町居住支援協議会の設立」

空き家の利活用による「福祉でまちづくり」の推進